常任委員会

総務常任委員会・経済建設常任委員会・教育民生常任委員会の審査内容をお知らせします。

総務常任委員会

委員長 成田 博

議案第35号 つがる市税条例の一部を改正する条例

◎地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、つがる市税条例の一部を改正する。

Q 年金受給者で年金所得のみの場合は、どのように定額減税が反映されるか。

【税務課長】

A 年金から市民税・県民税・森林環境税が差し引かれる方は、原則、令和6年10月分の年金特別徴収税額から行われる。控除しきれない場合は、12月分以降の納付額から順次控除される。

野呂 司 委員

Q 本市の地価の推移について説明を。

【税務課長】

A 国土交通省が公開している地価公示の対象は6地点で、おもな地点における1平方メートルあたりの金額は次の表のとおり。

地　番	令和5年	令和6年
木造千代町56番2	14,200円	14,300円
森田町下相野野田145番2	4,100円	4,050円
柏玉水藤岡8番10	8,600円	8,900円

山内 勝 委員

Q 今年度から徴収されている森林環境税の課税額と対象者数は。

【税務課長】

A 課税額の累計は1316万3千円で、対象者は1万3163人の見込みである。

経済建設常任委員会

委員長 田中 透

議案第38号 つがる市公共下水道条例の一部を改正する条例

◎標準下水道条例の改正に伴い、つがる市公共下水道条例の一部を改正する。

Q 下水道料金の見直し予定はあるか。

【下水道課長】

A 令和7年度につがる市下水道事業経営戦略が改定される際、見直しを検討する。

佐々木 慶和 委員

議案第50号 つがる市体験農園施設条例の一部を改正する条例案

◎電気料金等の高騰など物価上昇に伴い、使用料の改定を行う。

Q 条例改正により、施設使用料を値上げするものか。

【農林水産課長】

A 条例上で使用料の上限額を定めるものであり、直ちに値上げする予定はないが、物価上昇に伴い厳しい経営が続いているため、今後の動向を見て判断する。

平川 豊 委員

議案第51号 つがる市稲穂いこいの里条例の一部を改正する条例案

◎電気料金等の高騰など物価上昇に伴い、使用料の改定を行う。

佐々木　敬藏　副委員長

Q　施設の利用実績は。また、使用料の前半期と後半期を一本化した理由は。

【観光ブランド戦略課長補佐】

A　令和5年度の利用実績について、日帰利用が655人、宿泊利用は241人で、合計896人。使用料については、地球温暖化により冷房使用が増え、前期と後期の光熱費の相違がなくなったため同額とした。

議案第52号
つがる市つがる地球村条例の一部を改正する条例案

◎電気料金等の高騰など物価上昇に伴い、使用料の改定を行う。

佐藤　孝志　委員

Q　使用料の改定により、どの程度の収入増が見込まれるか。

【観光ブランド戦略課長補佐】

A　令和5年度の宿泊利用者をもとに積算した場合、4700万円の増額となる。

教育民生常任委員会

委員長
齊藤　渡

議案第44号
つがる市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

◎介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、つがる市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例の一部を改正する。

三橋　あさみ　委員

Q　市内に介護保険施設はいくつあるか。

【介護課長】

A　市が所管する地域密着型介護サービス事業所としては、認知症対応型デイサービス5事業所、地域密着型デイサービス9事業所、特別養護老人ホーム2事業所、新規を含めたグループホーム12事業所をあわせて、28事業所となっている。

成田　克子　委員

Q　本市の介護保険料について、県内市部において最も高額となっている理由はなにか。

【介護課長】

A　おもに、高齢化率・介護認定率が高く、低所得者が多いほか、施設・居住系のサービス利用が多いためと考えられる。

秋田谷　建幸　副委員長

Q　つがる市地域包括支援センターの人員配置は適正か。

【介護課長】

A　人員配置については、社会福祉士が2名、主任介護支援専門員が2名、看護師および保健師がそれぞれ1名配置されており、要件を満たしている。

本議会を傍聴してみませんか？

本議会はどなたでも傍聴することができます。ぜひ議場へお越しいただき、選挙で投票した議員の活動をみてみませんか？

傍聴の心得（静かに傍聴する等）は整理券の裏側に記載されています。

※委員会の傍聴は、委員長の許可が必要となりますので、議会事務局へお申し出ください。

▶STEP　1
市役所本庁舎3階までお越しください。

▶STEP　2
傍聴者席入口で整理券を受け取ってください。

▶STEP　3
傍聴の心得を守り、傍聴してください。議会途中の入退場も可能です。

▶STEP　4
お帰りの際に、回収箱に整理券を返却してください。